

【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

「空き家」を物置きにしては子どもが困る

発行者：牧野 F P 事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

<第 506 号の目次>

■ 今週のテーマ

「空き家」を物置きにしては子どもが困る

■ 「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、
今週のテーマからはじめます。

*:**

■ 今週のテーマ

「空き家」を物置きにしては子どもが困る

*:**

私は、以前「空き家」を物置きに使うより、
「空き家」を宝ものとして活用する提案を
いたしました。

(2022 年 6 月 15 日発行第 502 号、
『物置きの「空き家」はお金を生む原石だ』)

この記事を読んでくださった方の中から、
「確かに「空き家」は宝ものになるけど、

それだけではない」といったご意見を、
いただいています。

そこで今回は、
私が、日頃の個別相談業務の事例から、
親から子どもが、
活用方法を考えずに相続してもらった後、
子どもが困る「空き家」の典型的な事例と、
その対応策を、お話いたします。

将来の価値を考え実家を相続する

相続税がかかるほどの資産価値のある
実家ではないけど、相続しておけば、
将来、

- ・ 自分子どもに住まわせてもいい
- ・ 賃貸にして貸してもいい
- ・ 売却してもいい

といった、活用ができるかもしれない。

といったことを思い、
すでに他の場所に持ち家を所有している
子どもが、具体的な活用法を決めることなく、
実家を親から相続することがあります。

このような思いで、
Aさんも実家を相続しました。
ここからは、Aさんの体験を例に、
お話を進めていきます。

「空き家」が物置きになる原因

数年前に、Aさんが相続した実家には、
相続後も、衣類や食器類も、
そして家のおいも
親が生活をしていたままです。
しかし、現在は「空き家」の状態です。

つまり、世間的には「空き家」を
物置き代わりに使っている状態です。

現在、Aさんの住んでいる住宅が手狭で、
使わないものを、
実家の「空き家」に運ぶこともあるそうです。

物置きの内容に価値あるのか？

実家を、物置きとしてのスペースが確保できて
いいようにも思えます。

Aさんが、物置きにおいてあるものには、
親の思い出の「品物」としての価値は
あるでしょう。

そのなかには、
売れば数十万円から数百万円の値が付く
古美術や骨とう品として、
金銭的価値があるかもしれません。

しかし、多くのものは、
果たして価値のあるものでしょうか？

客観的にあえて厳しく言えば、
値段が付くようなものではないけど、
捨てるのには忍びない、
処分困っているものかもしれません。

子どもが途方に暮れる

実際に、
Aさんが実家を相続したあと、
次のようなことが起こったのです。

それは、将来、Aさんの子どもに、
住まわせてもいいと思っていました。
しかし、
Aさんの子どもには子どもの人生設計があり、
Aさん自身と同様に、
相続した実家に住むことはなかったのです。

また、実家を賃貸や売却するにしても、

そのためには、家の中ものをすべて処分して、文字通り「空き家」にすることが必要です。

しかし、Aさんは、物置きとして使っていたため、文字通りの「空き家」にするためには、テレビなどは自分で処分することはできず、物置きにおいてあったものを処分する費用が、必要になります。

しかも、Aさんは物置きにおいてあるものすべてを処分しがたく、他の場所に、賃料を払い、そのスペースを借りることに、なりかねないのです。

ほかに、実家を賃貸で貸すには、「他人」が住めるように、リフォームをする費用も必要になります。

ただし、費用をかけて実家を賃貸や売却できればいいのですが、

実家が最寄りの駅から遠いといった、立地などに問題があり、賃貸で貸したり、売却したりすることは現実問題としては難しいようです。

Aさんは、相続したときの思い通りにはならず、途方に暮れてしまいました。

相続してもらう価値があるのか？

さらに言えば、Aさんは実家を相続してから、毎年、固定資産税などの納付も必要に、なっています。

Aさんが相続して、実家を維持する、また処分するための金銭的な負担は、Aさんが相続する前には必要のないお金です。

つまり、Aさんは実家を相続することで、
一時的には、
家計からの支出が増えても、
結果として、
家計収支がプラスになればいいのです。

しかし、マイナスになるのであれば、
単に、負の遺産相続に過ぎなくなります。

親の持ち物を引継ぐ

Aさんに限らず相続は、
親の持っていた有形無形のことを
引継ぐことです。

従って、金銭的価値のあるものばかりを
引継ぐのではありません。

だからこそ、
親は、相続する実家が物置き代わりの
「空き家」にならないように、
生前に、対策を打っておくことも大切です。

たとえば、親が生活している間は必要でも、
子どもに相続した後は、
処分してほしいものは、
その処分の費用を子どもに渡しておくこと。

また、古美術や骨とう品といった、
価値はあるけど、子どもが維持していくには
金銭的にも、スペース的にも
難しいのであれば、

親自身が、親の顔で、
博物館や学校などに寄付したり、
専門の業者に売却したりしておくことも
必要でしょう。

なぜなら、相続は、
親が、
子どもやその家族がさらに繁栄するために、

支援する手段のひとつだからです。

■「人生の添乗員（R）」からのワンポイントメッセージ

「空き家」を物置き代わりに使うことは、

物置きをさらになにに活用するのか？

決めておいて使わないと、

単に、家計に負担のかかる無駄使いに

なりかねません！

■人生の添乗員（R）牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

創業 19 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
首都圏や関西にも
リモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

*****:

■編集後記

*****:

情報が氾濫しているのに、

相続に関しては、

相続後に、

子どもが困る事例は減らないようです！

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週も、ご愛読の程、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。
こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
